

寄 附 申 込 書

令和 年 月 日

野田村長 小野寺 勝 幸 様

〒 -

ご住所

ふりがな
お名前

電 話

F A X

E-mail

私は、岩手県野田村へ寄附を申し込みます。

ご寄附いただく金額 _____ 円

《 通信欄 》

● 使途の指定内訳

事業の種類	指定	金 額
① 産業振興による地域活力の増進に関する事業		円
② ふるさとを愛し、夢と希望をもって、未来をたくましく創造するひとづくりに関する事業		円
③ 誰もが安心して暮らせる社会福祉に関する事業		円
④ 魅力ある生活基盤に関する事業		円
⑤ 安全で安心できる住みよいむらに関する事業		円
⑥ 住民と行政の連携による持続可能なむらに関する事業		円
⑦ その他目的を達成するために村長が必要と認める事業		円

※使途を指定するときは、指定する事業の指定の欄に○印と金額を記入してください。
使途を指定しないときは⑦の指定があったものとします。

該当する項目に○印をご記入ください。

● 支払い方法

【 】 郵便振替 【 】 銀行振込 【 】 現金書留 【 】 その他 ()

● ワンストップ特例申請 ※詳細は裏面をご覧ください。

【 】 希望する場合は○印をご記入ください。

● 自由記載欄 (メッセージ等がありましたら、ご記入ください。)

.....
.....
.....

送信先：〒028-8201 岩手県九戸郡野田村大字野田 20-14 野田村役場 未来づくり推進課
電話：0194-78-2963 FAX：0194-78-3995 E-mail：mirai_mi@vill.noda.iwate.jp

ワンストップ特例制度について

ワンストップ特例制度とは？

ふるさと納税ワンストップ特例制度とは、以下の条件を満たせばふるさと納税の確定申告が不要になる制度です。

制度の活用により、主にサラリーマンなどの給与所得者は、確定申告を行うことなくふるさと納税を行えるようになりました。

ふるさと納税以外の確定申告が不要な給与所得者（会社員など）の方

1年間（1月～12月）でふるさと納税の寄附先が5自治体以内である方

※5自治体までであれば、寄附は何度でも行うことが可能です。


必要書類ってなに？

1. ワンストップ特例申請書

申請を希望された場合、「寄附受領証明書」とともに郵送します。

2. マイナンバーおよび申請者本人を確認できる書類

以下のA、B、Cのいずれかの組み合わせで提出してください。

Aパターン	Bパターン	Cパターン
マイナンバーカードのコピー 表面+裏面の2枚 	次のうちいずれか1点 ・マイナンバー通知カードのコピー ・マイナンバーの記載されている 住民票の写し + 次のうちいずれか1点 ・運転免許証のコピー ・パスポートのコピー	次のうちいずれか1点 ・マイナンバー通知カードのコピー ・マイナンバーの記載されている住民票の写し + 次のうちいずれか2点 ・健康保険証のコピー ・年金手帳のコピー ・提出先自治体が認める公的書類のコピー

受付期間はいつまで？

申請書を、寄附の翌年1月10日まで（必着）に提出してください。

* 寄附受領証明書に記載されている受領日(入金日)が、12月31日に間に合わなかった場合、税の控除を受けられるのは翌年分となります。

* 提出が間に合わなかった場合は、確定申告をする必要があります。